

(様式 1-3)

福島県 (南相馬市) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 4 月時点

N0.	43	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業(水利施設整備事業) 高の倉地区 (基金型)	事業番号	(5)-40-26
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)		
総交付対象事業費	(989,000) 1,059,000 (千円)	全体事業費	(1,019,880) 1,089,880 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>避難指示区域のある本市において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理が行われてきたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が不可能となり、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、営農再開に必要な用水確保され、被災農家を含めた地域住民の帰還の促進や担い手農家への農地利用集積を図り、農村地域の再生加速化を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本地区は、東日本大震災復興交付金事業にて現在復旧復興中の農地整備事業 (原町東地区) 等の重要な用水源となっていることから、下流受益地の営農再開には欠かせない用水施設である。</p> <p>そのため、本施設の更新を図ることにより、営農再開するための環境整備や下流受益地の南相馬市で復興計画に掲げる被災農地への安定的な用水供給が可能となり、ほ場の大区画化や担い手への利用集積促進へ繋がり、農村地域の復興が図られる。</p> <p>実施設計、ダム管理システム更新、施設機械補修、導水・分水施設補修、ダム管理事務所耐震補強 1 式 高の倉 (たかのくら) 地区</p> <p>【南相馬市復興計画】 主要施策 3 (経済復興) - 基本施策 3-1 (産業の再生) - 主な方策 (農林水産業への支援) 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。</p> <p>【福島県復興計画】 6 農林水産業再生プロジェクト 2 農業の再生 - ④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進</p> <p>【申請に係る事業概要】 第 4 2 回申請については、導水・分水施設補修を実施する</p> <p>(事業費間流用による経費の変更) (令和 5 年 1 月 13 日) 本地区の護岸について、現地確認の結果、山からの浸透水により裏込材が吸い出しを受けていることが確認され、対策が必要となっている。このことから、(5)-40-27 農山村地域復興基盤総合整備事業 (水利施設整備事業) 横川地区 (基金型) から事業費 14,340 千円 (国費 10,755 千円)、(5)-40-57 農山村地域復興基盤総合整備事業 (水利施設整備事業) 岩部地区 (基金型) から事業費 16,540 千円 (国費 12,405 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 989,000 千円 (国費 741,750 千円) から 1,019,880 千円 (国費 764,910 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> 実施設計、ダム管理システム更新					
<平成 29~令和元年度>					

施設機械設備補修、ダム管理システム更新 <令和2年度> 実施設計、施設機械設備補修、導水・分水施設補修、ダム管理事務所耐震補強 <令和3年度～令和6年度> 導水・分水施設補修
地域の帰還・移住等環境整備との関係 本地域は避難指示区域であったことから、農用地及び農業用施設の維持管理が不可能となり、施設の老朽化が顕著であるため、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業水利施設の更新を行う必要がある。
関連する事業の概要

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

高の倉地区 位置図

